

国立病院機構熊本医療センターボランティア活動受入規程

(目的)

第1条 本規程は、国立病院機構熊本医療センター（以下「病院」）においてボランティア活動を希望する個人又は団体を、患者の療養生活に支え、病院での療養生活を充実させるために、ボランティア活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、病院内において医師、看護師をはじめ治療の患者に、自発的に無報酬で良好な状況で治療を受けることを提供するボランティア活動を実施する者とする。

(ボランティア活動の申込み)

第3条 ボランティア活動を申し込む者は、「ボランティア活動登録申込書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、コーディネーターに提出しなければならない。

2 不定期に参加しないボランティア活動を申し込む者は、「ボランティア活動不参加申込書（様式2）」に必要事項を記入のうえ、コーディネーターに提出しなければならない。

(ボランティア活動の承認)

第4条 前条の参加申込みがあったときは、国立病院機構熊本医療センターボランティア運営委員会（以下「運営委員会」という。）が承認するものとする。

2 前項により承認されたときは、コーディネーターは「ボランティア活動参加者名簿」に登録しなければならない。

3 運営委員会の運営に当たって必要な事項は、別に定める。

(ボランティア活動に対する病院の責務)

第5条 病院職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ボランティア活動に参加する者に感謝の念を持って接しなければならない。

二 登録されたボランティア活動以外のことをボランティア活動に参加する者に強要してはならない。

三 ボランティア活動に参加している者からの要望などについては、真摯に誠意を持って対応しなければならない。

2 院長は、ボランティア活動の内容及び形態により、支障のない範囲内で必要とする物品等の提供に努めるものとする。

3 活動に必要とするボランティア活動の負担とする。

(ボランティア活動参加者の責務)

第6条 ボランティア活動に参加する者は、「ボランティア活動参加者のしおり（別紙2）」を厳守し、その旨を「ボランティア誓約書（別紙1）」により誓約しなければならない。
2 ボランティア活動に参加する者は、ボランティア活動中に弁済の責任が生じたときのために「ボランティア保険」に加入しなければならない。（病院で加入）

（ボランティア総会）
第7条 ボランティア総会は、少なくとも年1回ボランティア総会を開催するものとし、その出席者は次号に掲げる者とする。ただし、ボランティア活動に際し報告すべき事項がないときは、この限りでない。

一 院長、事務部長及び看護部長
二 運営委員会委員
三 当該年度ボランティア活動に参加した者
四 その他院長が認めた者
2 総会において、ボランティア運営委員長は当該年度のボランティア活動状況の報告を行う。

（ボランティアの表彰）
第8条 ボランティア活動に参加し貢献した個人又は団体に対して、国立病院機構熊本医療センターボランティア活動表彰規程（以下「ボランティア表彰規程」という。）に基づき、表彰する。
2 ボランティア表彰規程の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

（ボランティア活動者の健康及び安全確保）
第9条 ボランティア活動者は、定期的にボランティア活動に参加する者に対して、ボランティア活動を行ううえで必要な検査項目について、職員の定期健康診断にあわせて実施するものとする。
2 ボランティア活動に登録されている者が、感染性疾患に罹患した場合においては、当該感染性疾患の感染のおそれが消滅するまでの間、病院内におけるボランティア活動を禁止する。
3 病棟内での感染性疾患が発生した場合には、感染のおそれが消滅するまでの間、当該病棟内でのボランティア活動を禁止する。
4 第2項及び第3項に規定する活動を禁止するときは、運営委員会長の意見を踏まえ、院長が決定する。
5 院長は、ボランティア活動中に起因する傷害に対して、誠意をもって対応するものとする。

（事故又は過失）
第10条 ボランティア活動に参加している者が、故意又は重大な過失により、患者さま又は病院に損害を与えたときは、その一部又は全部を弁償しなければならない。
2 病院職員が、故意又は重大な過失により、ボランティア活動に参加して、患者さま又は病院に損害を与えたときは、病院はその一部又は全部を弁償するものとする。

（その他）
第11条 この規程に定めるほか、必要な事項は院長が別に定めることができる。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。
なお、この規程の施行に伴い、従前の「国立病院機構熊本医療
センターボランティア活動の受け入れに関する規程」は、廃止す
る。